

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年2月5日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第1号

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（料金及び使用料の計算方法）</u></p> <p>第17条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第6項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第4項に掲げる額を合算した額<u>に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特別な場合における料金及び使用料の算定）</p> <p>第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの<u>基本料金及び使用料は、次に定めるところにより算定する。</u></p> <p><u>（1） 使用日数が15日以内のときは、条例第26条第1項に定める基本料金及び同条第2項に定める使用料の2分の1の額とする。</u></p> <p><u>（2） 前号に規定する場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額とする。</u></p>	<p><u>（料金及び使用料）</u></p> <p>第17条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第6項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第4項に掲げる額を合算した額と、<u>その額に100分の8を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特別な場合における料金及び使用料の算定）</p> <p>第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの<u>料金及び使用料は、1月分として算定する。</u></p>

(3) 使用期間が前号に規定する期間を
超えるときは、1月の額に前2号のい
ずれかを加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第17条の規定 令和元年10月1日
 - (2) 新規程第20条の規定 平成31年4月1日
- 2 新規程第17条の規定の適用の日（以下「適用日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（適用日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、新規程第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。